

乙第23号証

諮詢庁：警察庁長官

諮詢日：平成18年 6月20日（平成18年（行情）諮詢第210号）

答申日：平成18年10月24日（平成18年度（行情）答申第295号）

事件名：特定諜報員が警察庁に提出した特定個人に対して公安活動を実施する旨報告した文書等の不開示決定
(存否応答拒否)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定諜報員が1999年に自ら書いて警察庁に提出した、神奈川県警公安一課を使って異議申立人本人に対して公安活動を実施する旨報告した文書及び2003年11月28日以降、現在に至るまで継続する公安活動において、特定諜報員が書く公安活動の継続理由が記載されている文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成18年4月6日付け平18警察庁甲情公発第13-1号により警察庁長官（以下「諮詢庁」又は「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「本件決定」又は「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）今回請求した、特定諜報員が書いた文書は虚偽記載文書であり、犯罪性のある文書である。すなわち、特定諜報員が、その地位を利用して、私的トラブルに付随する個人的恨みの報復のために嘘の事實をねつ造して、異議申立人を犯罪人に仕立て上げた文書を作成し、その文書に基づいて「情報収集活動」と称して、公安と公安の協力者を使っての脅し、嫌がらせ行為を今に至るまで7年間もやり続けているということの重要な証拠となる文書である。つまり、でっち上げの違法文書であり、実際に行われた犯罪に関係する捜査書類等ではなく、不開示情報に属するものではない。

（2）この件は、1999年11月を境にして捜査（情報収集活動）に関する部分と（実態は）そうでない部分に分かれている。1999年11月以前は、マル秘の捜査期間（情報収集活動）で、捜査終了後（異議申立人は、犯罪を行った心当たりは全くないので、捜査結果は何もなかったはずである。）、ねつ造文書が作成された。1999年11月以後、この文書に基づいて、公安とその協力者達を使ってのあからさまな脅し、嫌がらせ行為が始まる。これもまた情報収集活動と称しているが、実態は捜査とか情報収集活動とはとても言えない。警察の言う不開示情報が当てはまるのは、マル秘で行われた1999年11月以前の捜査期間（情報収集活動）の部分であり、1999年11月以後の部分は、マル秘ではなく、公安活動行為を表沙汰にしているのであるから、不開示情報ではない。1999年11月以前の捜査というのも誰かの讒言によるものであったようである。

（3）処分庁の法5条4号及び1号による不開示理由について

ア 本件対象文書は、マル秘の捜査期間中のものではなく、捜査終了後、犯罪が無かったはずなのに、なぜか作成された（犯罪を偽造した）ねつ造文書である。異議申立人は、その文書に基づき行われた非常にあからさまに激しい公安活動のなされた理由を知りたいのである。

捜査が終わった後の公安活動の理由を問うているのであるから、それが述べられても（犯罪が無かったのだから）その後の捜査に影響や支障があるはずがない。また、異議申立人は、証拠隠滅等はもちろん無いし、犯罪集団に属しているわけでもなく、個人的に犯罪を企てるまでもないので、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれも、その予防に支障を来すこともない。法5条4号に規定する、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれとは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味するものであるから、当該規定も異議申立人には妥当性がない。

1999年11月以後のこの激しい脅しと嫌がらせ行為をどうしても情報収集活動（捜査活動）と言うのなら、無い犯罪に対して捜査を行っていることになる。組織の一員でもない一般人に対して7年間も情報収集活動をするとは常識的には考えられない。犯罪が無ければその後の公安活動等も行われないはずだし、犯

罪歴のない人間に犯罪の予防のために公安活動を行うということもないはずである。一般人に対して、これから犯罪を犯すおそれがあるから犯罪の予防のためなどと言い掛けりの理由を付けて公安活動を行っているということもなかろう。それでも犯罪があつての公安活動というのであれば、犯罪の心当たりのない異議申立人にその犯罪事実を示してもらいたい。異議申立人が知らないで犯罪を犯し、それに対して7年も公安活動が続けられているのであれば、このままその犯罪について知らされなければ、異議申立人には、その公安活動の意義も分からず、無駄になる懸念がある。異議申立人には、その罪と罰を示すべきである。本件対象文書が、ねつ造文書であるとすれば、私事(私怨)に公費が使われていることになる。これは、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性のある場合、すなわち法7条に該当する上、7年間も取り囲まれた状態で、脅し、嫌がらせ行為を理由もわからず受け続けることは人権侵害であり、健康にもよくない。これは、法5条1号ただし書口に該当する。また、本件対象文書を作成した特定諜報員は、警察諜報員であり、身分としては「みなし公務員」と思われる所以、広く公務執行を担当する者であり、公にあからさまになっている行為は、法5条1号ただし書ハの公務員の職務執行の内容に係る部分に該当する。特定諜報員の職名及び職務遂行の内容については、不開示とはならない。公費を使ってあからさまにやっている以上、その理由は当然述べられてはならない。それは義務である。

イ 処分庁は、法5条1号の個人情報に該当するので不開示としているが、個人を識別できる情報や法人の正当な利益を害するおそれがあるとしても、人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要である場合には、開示が優先されるし、事務、事業情報であっても、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしても「適正な遂行」でなければ開示が優先される。処分庁の不開示理由は、本件に限っては妥当性がなく、画一的に論じられるべきではない。どの観点から見ても、本件は公開の必要性のある場合であり、公にすることに、公益上の必要性があり、法7条の裁量的開示が適用されるべきである。

(4) 処分庁の法8条による不開示理由について

本件対象文書があるからこそその公安活動であり、その公安活動は、既にその行為が表沙汰になっており、それも故意と思われるほど非常に大っぴらにやっているのだから、本件対象文書の不存在等あり得ない。警察庁の情報公開室ではいつも必ず「なければ不存在といいます。」と言われているのだから、存否応答拒否等と言わざるを得ない。これは存在を意味する回答になる。本件は、法5条1号ただし書口及びハに該当し、また、同条4号には該当しないで不開示情報ではなく、したがって、法8条には該当しない。

(5) 裁量的開示の必要性について

この陰湿で執拗な情報収集活動は、終わる気配がないばかりか、特定諜報員が公のためでなく自分自身の保護のために公費を使い放題にしているのであるから、これは、社会的、公共的な利益を保護するための特別の必要のある場合に該当する。処分庁は、存否応答拒否で本件対象文書の存在をあいまいにしたが、それは不正文書であるためにその存在を認めることができず、隠さざるを得なかったのであるが、本件対象文書の存在は明らかであるので裁量的開示は可能である。

第3 質問庁の説明の要旨

1 本件対象文書の性質

本件対象文書は、「神奈川県警公安一課を使って行為を行った、特定(警察)諜報員が1999年(平成11年)自ら書いて警察庁に提出した、異議申立人に対する公安活動を実施する旨報告した文書(実施理由記載の部分)。」及び「2003年(平成15年)11月28日以後も、現在に至るまで長々と継続する上記公安活動において、特定諜報員の書く、その継続理由の記載部分、すべて。」とされている。

したがって、本件対象文書は、特定の個人に対する警察の情報収集活動に係る行政文書といふことができる。このような行政文書には、当然のこととして、特定の個人名に関する情報が含まれているほか、警察の情報収集の着眼点や手法等に関する情報も記載されていることとなる。

2 法5条1号該当性

法5条1号は、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを不開示情報として規定している。

ところで、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かは、個人の名誉や信用に直接かかわる個人に関する情報であり、当該個人を識別することができる情報である上に、法5条1号ただし書のいずれにも該当しないことから、同条1号の不開示情報に該当することは明らかである。

3 法5条4号該当性

法5条4号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報については不開示情報として規定している。

上記のとおり、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かは、警察の情報収集活動の対象(又は方針、関心事項)等に関する情報であり、これが明らかになることによって、警察の情報収集活動の実

態が露呈されることとなり、犯罪行為を企図している者等において各種活動を潜在化、巧妙化させるなど防衛措置を講じられ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報と認められることから、法5条4号に該当すると判断したものである。

4 法8条該当性

本件開示請求のように個人を特定して、警察の情報収集活動に係る行政文書について開示請求が行われた場合は、当該行政文書の存否を答えるだけで、特定の個人に対して警察が情報収集活動を行っているか否かの事実が明らかとなり、法5条1号に規定する不開示情報を開示することとなる。また、当該行政文書の存否を答えるだけで、特定の個人が警察の情報収集活動の対象となっているか否かの事実が明らかとなり、警察の情報収集活動の対象（又は方針、関心事項）等が露呈されることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に規定する不開示情報を開示することとなる。さらに、公益上特に必要があると認められる場合など当該情報を開示すべき他の理由は存しないと考えられることから、本件開示請求に対しては、法8条を適用し、本件決定を行ったものである。

5 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、本件対象文書は、でっち上げの文書であり、「実際に行われた犯罪に関する捜査書類」ではないことから、不開示情報に該当しない。本件対象文書は、捜査終了後、犯罪がないにもかかわらず作成されたねつ造文書である。捜査が終わった後の公安活動の理由を問うているのであるから、その後の捜査に支障、影響、証拠隠滅等があるはずではなく、また、犯罪集団に属していたり、個人的な犯罪を企てているわけでもないので公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはない。

7年間も取り囲まれた状態で、脅し、嫌がらせ行為を理由も分からず受け続けることは健康に良くなく、法5条1号ただし書口に該当し、また、本件対象文書は、「公務員の職務遂行の内容に係る部分」であり、あらさまに公になっている行為は、それに含まれる旨主張する。

しかしながら、上記のとおり、本件対象文書は、法5条1号又は4号に規定する不開示情報に該当するものであるとともに、本件対象文書の存否を答えるだけで当該不開示情報を開示することとなることから、異議申立人の主張は理由がない。

(2) 異議申立人は、警察の挙げる不開示の理由は、このケースに限っては、妥当性がなく、画一的に論じられるべきではない。これは公開の必要性があるケースであり、保護すべき利益を上回る公益上の必要性があり、法7条の裁量的開示の適用が望ましい旨を主張する。

しかしながら、今回の請求に関して、不開示情報を公にすることに、不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性は認められないことから、法7条の適用の余地はなく、異議申立人の主張は理由がない。

6 結論

以上のことから、法8条の規定に基づいて行った本件決定は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、原処分の維持が適当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成18年6月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月18日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同年9月15日 審議
- ⑤ 同年10月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定諜報員が1999年に自ら書いて警察庁に提出した、神奈川県警公安一課を使って異議申立人本人に対して公安活動を実施する旨報告した文書及び2003年11月28日以降、現在に至るまで継続する公安活動において、特定諜報員が書く公安活動の継続理由が記載されている文書である。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件対象文書は、仮に存在するとすれば、特定の個人に対する警察の情報収集活動に係る行政文書であると認められるところ、当該文書の存否を答えることは、異議申立人が、神奈川県警公安一課による情報収集活動の対象となっているか否かを明らかにするものである。

特定の個人が公安情報収集活動の対象とされているか否かは、警察の情報収集活動の方針、対象、関心事項等に関する情報であり、これを公にすることにより、警察の情報収集活動の方針、対象、関心事項等、警察の情報収集活動の実態が露呈されることとなり、犯罪行為を企図している者等において各種活動を潜在化、巧妙化させるなどの防衛措置を講じられ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報と認められ、法5条4号の不開示情報に該当するものと認められる。

したがって、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条4号の不開示情報を開示することとなるため、同条1号該当性を判断するまでもなく、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 異議申立人の主張について

(1) 法7条の規定による裁量的開示の主張について

異議申立人は、特定諜報員は、個人的な理由のために公費を使い放題にしており、また、本件対象文書は、ねつ造された違法な文書であるから、これは、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要のある場合に該当するので、法7条による裁量的開示をすべきである旨主張する。

しかしながら、本件対象文書の存否を明らかにすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは上記1及び2のとおりであるところ、本件存否情報の特質と、上記第2の2に記載した異議申立人の主張を併せ検討するとき、本件存否情報を公にすることに、存否を明らかにしないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないで、法7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に、裁量権の逸脱ないし濫用があるとは認められない。

(2) その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件決定の妥当性

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、法5条1号及び4号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は法5条4号に該当すると認められるので、同条1号については判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 審金敏明、委員 秋田瑞枝、委員 戸松秀典